

資料編

「環境とみどりの基本計画」策定経過

1 羽村市環境審議会の構成、検討内容

●羽村市環境審議会委員名簿

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	福嶋 司	知識経験者	東京農工大学名誉教授
副委員長	大崎 玄	公募市民	
委員	大宮 妃路子	公募市民	
委員	岡 誠	公募市民	
委員	谷口 宏乃	公募市民	
委員	船木 信雄	公募市民	
委員	大塚 秀則	事業者代表	カシオ計算機株式会社
委員	藤井 孝之	事業者代表	株式会社ジェイテクト
委員	北浦 勝平	知識経験者	元都立高等学校教諭
委員	丹野 紀子	関係行政機関	東京都環境局多摩環境事務所環境改善課長

●羽村市環境審議会検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）羽村市環境とみどりの基本計画について ・これまでの経緯と今後の進め方について ・基本計画第 1 章～第 3 章について
平成 25 年 12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）羽村市環境とみどりの基本計画について ・基本計画第 1 章～第 3 章の修正点について ・基本計画第 4 章都市環境分野について ・基本計画第 4 章自然環境分野について
平成 26 年 1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）羽村市環境とみどりの基本計画について ・基本計画第 4 章地球環境分野について ・基本計画第 4 章環境情報分野について ・基本計画第 5 章推進体制と進行管理について

2 計画策定における市民や事業者の意向の反映

(1) 環境基本計画地域懇談会の実施

地域懇談会は、「環境基本計画」の策定にあたり、市が市民の意見や提案等を直接お聴きする場として、平成 25 年 8 月に、3 つの会場で実施しました。

開催日	会場	参加者数
平成 25 年 8 月 19 日	中央館	2 人
平成 25 年 8 月 20 日	栄会館	5 人
平成 25 年 8 月 26 日	三矢会館	6 人

(2) 市民・事業者ワーキンググループの構成、検討内容

●市民ワーキンググループ名簿

志田 保夫（座長）	大崎 玄	加藤 純夫	倉地 篤子	高田 和登
鈴木 君子（副座長）	加藤 えり子	加藤 文治	清水 善征	

●市民ワーキンググループ検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○策定スケジュールについて ○環境基本計画（第 1 次）の達成状況 ○（仮称）環境とみどりの基本計画の基本フレームについて ○環境分野の目標について ○分野別項目と目標について
平成 25 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・都市環境分野について ・自然環境分野について
平成 25 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境分野について ・地球環境分野について ・環境情報分野について

●事業者ワーキンググループ名簿

氏名	所属		
瀧島 忠典（座長）	株式会社滝島商店	藤巻小百合（副座長）	ローストハウス豆香
小作 豊	有限会社小作物産	指田 勇	多摩包装工業株式会社
細田 寛人	松菱金属工業株式会社	田中 晃	日野自動車株式会社
尾形 和巳	富士フレーバー株式会社		

●事業者ワーキンググループ検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○策定スケジュールについて ○環境基本計画（第 1 次）の達成状況 ○（仮称）環境とみどりの基本計画の基本フレームについて ○環境分野の目標について ○分野別項目と目標について
平成 25 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・都市環境分野について ・自然環境分野について
平成 25 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・前回の指摘事項について ・自然環境分野について ・地球環境分野について ・環境情報分野について

(3) 意見公募手続

（仮称）環境とみどりの基本計画の案をあらかじめ公表し、広く市民等からの意見を求めるため、平成 26 年 2 月 5 日から 3 月 6 日までの間、意見公募手続を実施し、1 人から 3 件の意見を受け付けました。

3 庁内策定委員会等の構成、検討内容

●羽村市地球温暖化対策等推進委員会名簿

氏名	所属	氏名	所属
北村 健	副市長(委員長)	小林 宏子	子ども家庭部長
角野 征大	教育長(副委員長)	中島 秀幸	建設部長
廣瀬 和彦	議会事務局長	阿部 敏彦	都市整備部長
桜沢 修	企画総務部長	加藤 博	水道事務所長
小作 貴治	財務部長	小林 健朗	会計管理者
宮崎 長寿	市民生活部長	井上 雅彦	生涯学習部長
竹田 佳弘	産業環境部長	小林 理人	生涯学習部参事
雨倉 久行	福祉健康部長		

●羽村市地球温暖化対策等推進委員会検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 12 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)羽村市環境とみどりの基本計画について ・これまでの経緯と計画案全体について ・基本計画第 1 章について ・基本計画第 2 章について ・基本計画第 3 章について ・今後のスケジュールについて
平成 25 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)羽村市環境とみどりの基本計画について ・基本計画第 1 章～第 3 章の変更点について ・基本計画第 4 章環境行動方針 (都市環境分野・自然環境分野・地球環境分野・環境情報分野) ・基本計画第 5 章(推進体制と進行管理)
平成 26 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)羽村市環境とみどりの基本計画主な修正点等について ○環境行動計画について

●羽村市環境基本計画庁内ワーキンググループ名簿

氏名	所属	氏名	所属
竹田 佳弘	産業環境部長(座長)	石田 哲也	生活環境課長
橋本 昌	企画政策課長(副座長)	本橋 正規	土木課長
高橋 誠	財政課長	河村 康博	都市計画課長
飯島 直哉	契約管財課長	石川 直人	区画整理事業課長
粕谷 昇司	産業課長	市川 康浩	生涯学習総務課長
山口 ひとみ	環境保全課長	田中 祐子	郷土博物館長

●庁内ワーキンググループ検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画(第 1 次)の達成状況 ○(仮称)環境とみどりの基本計画の基本フレームについて ○環境分野と目標について ○分野別項目と目標について ○環境行動方針(施策)について

平成 25 年 10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○環境分野と目標について ○分野別項目と目標について ○環境行動方針（施策）について ○その他
平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○環境分野と目標について ○分野別項目と目標について ○環境行動方針（施策）について ○その他
平成 25 年 12 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）環境とみどりの基本計画第 1 章から第 3 章の修正点概要 ○第 4 章実現に向けた行動方針 1～都市環境分野～について ○第 4 章実現に向けた行動方針 2～自然環境分野～について
平成 25 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第 4 章実現に向けた行動方針 3～地球環境分野～について ○第 4 章実現に向けた行動方針 4～情報環境分野～について

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 環境の保全等の基本的施策（第7条—第14条）
 - 第3章 市、市民及び事業者の協働（第15条—第18条）
 - 第4章 工場等の設置に関する協議等（第19条—第20条）
 - 第5章 羽村市環境審議会（第21条）
 - 第6章 雑則（第22条）
- 付則

私たちのまち羽村は、羽村堰や玉川上水をはじめとする歴史的、文化的遺産を先人から受け継ぎ、多摩川や武蔵野の面影を残す雑木林などの水と緑に恵まれた環境の中で美しいまちとして発展してきた。

一方、今日この発展を支えてきた経済活動や物質的に便利で豊かになった生活は、大量の資源やエネルギーを消費するとともに、大気汚染や自然の減少などの身近な生活環境への影響をはじめ、地球温暖化やオゾン層破壊など地球環境にも少なからず影響を及ぼしている。

私たちは、このことを十分に認識し、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境を将来の世代に引継いでいかなければならない。

このため、私たちはともに力を合わせ、地球環境問題への早急な対応を図るとともに、人と自然との共生を目指し、緑を守り育て、水や空気や土壌を汚さず、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちを実現しなければならない。

このような認識に立って、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、羽村市（以下「市」という。）の環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民及び事業者が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全を図るうえでの支障となるおそれのあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において継続的に物の生産又は役務の提供等の事業活動を行っているものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民及び事業者が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、循環型社会を基調とした、環境への負荷が少なく自然との調和のとれた社会を構築するため、すべてのものの積極的な取組みにより推進されなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべてのものが日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組みにより推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全及び人と自然とのふれあいの確保に関すること。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化遺産の保全等に関すること。
- (4) 環境への負荷の少ない役務、原材料、製品等の調達に関すること。
- (5) 循環型社会の形成並びにエネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

2 市は、環境の保全等を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策にこれらのものの意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等について関心を高めるとともに、必要な知識の習得に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるとともに、情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、市及び市民と協働して環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全等の基本的施策

（環境基本計画）

第7条 市長は、第4条、第5条及び第6条に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等の具体的な目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ羽村市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について、これを準用する。

（環境行動計画）

第8条 市長は、前条に規定する環境基本計画に基づき、環境への負荷の低減に寄与するための規範となる行動に関する計画（環境行動計画）を策定しなければならない。

（施策の策定に当たっての調整等）

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある施策を策定し、実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境状況等の把握）

第10条 市長は、大気汚染等の環境状況の把握、環境の変化の予測及び環境の保全等の施策の推進に必要な監視及び測定等を実施しなければならない。

2 市長は、前項の規定により実施した必要な監視及び測定等の結果を公表しなければならない。
(国、東京都などとの協力)

第11条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組みが必要なときは、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(環境マネジメントシステムの運用等)

第12条 市は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムを適切に運用しなければならない。

2 市は、事業者が環境マネジメントシステムの構築を促進するよう必要な対策を講じなければならない。

(施策等の報告及び公表)

第13条 市長は、環境基本計画等に基づき実施された環境の保全等に関する施策について、その実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境に配慮した物品等の購入の推進)

第14条 市、市民及び事業者は、物品又は役務を調達する際は、環境に配慮した物品等の購入に努めなければならない。

第3章 市、市民及び事業者の協働

(市、市民及び事業者の協働)

第15条 市、市民及び事業者は、協働して環境の保全等に努めなければならない。

(情報の提供等)

第16条 市、市民及び事業者は、環境の保全等に関する情報を相互に適切に共有できるよう、情報の収集及び提供に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第17条 市、市民及び事業者は、環境の保全等について理解を深め、適切な取組みが推進されるよう、互いに学習の機会の提供及び広報活動の充実を図られるよう努めなければならない。

(自発的な活動の相互支援)

第18条 市、市民及び事業者は、それぞれが自発的に行う環境の保全等に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めなければならない。

第4章 工場等の設置に関する協議等

(工場等の設置に関する協議等)

第19条 環境に影響を及ぼすおそれがある工場等（以下「工場等」という。）を設置しようとする者（以下「設置事業者」という。）は、あらかじめ環境への配慮について市長と協議しなければならない。

2 設置事業者は、前項の規定による協議終了後、当該工場等を設置することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策（以下「環境への配慮の方策」という。）を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 設置事業者は、前項の書類を提出したのちに市長から要請があったときは、環境への配慮の方策について近隣住民等に周知しなければならない。

4 設置事業者は、近隣住民等から申出があったときは、環境への配慮の方策について説明会等を開催し意見を聴くとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

5 設置事業者は、前項の規定による報告をしたのち、市長から要請があったときは、当該工事等を設置することに係る環境への影響に関し必要と認める事項について、配慮しなければならない。

6 市長は、前項の要請をするときは、あらかじめ羽村市環境審議会の意見を聴かなければならな

い。ただし、軽易な要請については、この限りでない。

7 第1項に規定する工場等の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物又は第2号に規定する特殊建築物で、敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）第2条第7号に規定する工場又は第8号に規定する指定作業場
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分等を業として行う者がその処分等のために設置する施設又は同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物の処分等を業として行う者がその処分等のために設置する施設で、かつ、環境確保条例第2条第7号に規定する工場又は第8号に規定する指定作業場
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が環境の保全等に関し必要と認めるもの
（紛争の解決）

第20条 設置事業者は、当該工場等を設置することにより近隣住民等との間に紛争又は障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第5章 羽村市環境審議会

（羽村市環境審議会）

第21条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査及び審議するため、羽村市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等の施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第6章 雑則

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、環境の保全等について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。